

2020年12月26日
JETRO ティェットセルトドル事務所

1. 欧州委員会及び英国政府、EU・英国間の貿易と協力に関する協定に合意

欧州委員会及び英国政府は、2020年12月24日、欧州連合（EU）・英国間の貿易と協力に関する協定（EU・英国間の将来（Brexitの移行期間（2020年12月31日まで）の終了後）の協力関係に関するもの）について交渉官レベルで合意した旨、それぞれプレスリリース及びウェブサイトにて公表した。

欧州委員会のプレスリリース等によれば、今後、EU及び英国政府は、2021年1月1日からの本協定の適用のために、それぞれのルール及び手続に沿って、本協定の署名及び批准を進める、等としている（欧州委員会は、本協定の2021年2月28日までの暫定適用を提案しており、まず本協定の署名及び2021年1月1日からの暫定適用について理事会が採択した後、欧州議会による同意を経て、EU側の最終段階として理事会が本協定の締結について採択する、と見込んでいる。英国政府は、2020年12月30日に議会を招集し、本協定について審議予定、としている¹。）²。

また、欧州委員会及び英国政府は2020年12月26日に本協定を公表したところ、本協定の知的財産に関する章（p.125～p.147のTITLE V: INTELLECTUAL PROPERTY）の章立ては以下のとおりである。

TITLE V：知的財産

- ・ Chapter 1：一般規定（Article IP.1～Article IP.6）
- ・ Chapter 2：知的財産権に関する基準
 - Section 1：著作権及び関連する権利（Article IP.7～Article IP.17）
 - Section 2：商標（Article IP.18～Article IP.26）
 - Section 3：意匠（Article IP.27～Article IP.31）
 - Section 4：特許（Article IP.32～Article IP.33）
 - Section 5：開示されていない情報の保護（Article IP.34～Article IP.36）
 - Section 6：植物品種（Article IP.37）

1

<https://www.gov.uk/government/speeches/prime-ministers-statement-on-eu-negotiations-24-december-2020>
<https://www.parliament.uk/business/news/2020/december/house-of-commons-recalled-on-30-december-2020/>
<https://www.parliament.uk/business/news/2020/december/house-of-lords-meets-on-30-december/>

² 本協定を含むBrexitの動向については、JETROホームページの「[英国のEU離脱と離脱後の欧州ビジネス環境の変化](#)」における「最新ニュース（ビジネス短信から）」等も参照されたい。

- Chapter 3：知的財産権の行使
 - Section 1：一般規定（Article IP.38～Article IP.39）
 - Section 2：民事上及び行政上の権利行使（Article IP.40～Article IP.51）
 - Section 3：営業秘密の民事上の司法手続及び救済（Article IP.52）
 - Section 4：水際取締り（Article IP.53～Article IP.54）
- Chapter 4：他の規定（Article IP.55～Article IP.57）

また、本協定について、欧州委員会は Q&A（2020 年 12 月 24 日付）を、英国政府は概要文書（2020 年 12 月 26 日付）を、それぞれ公表したところ、これらで説明されている知的財産に関する章の主な内容は、以下のとおりである。

（欧州委員会が公表した本協定の Q&A における知的財産に関する章の主な内容）

Q. 本協定は、英国における EU の知的財産の強力な保護を確保するか？

A.

- 本協定は、知的財産権の尊重に関する具体的かつより詳細な基準で、既存の国際的な多国間法的枠組みを補完するものである。
- 特に、これらの強化された基準は、著作権についてのみならず、商標、意匠、特許（補充的保護証明書）、営業秘密・他の開示されていない情報の保護、植物品種権、及び、知的財産権の行使（水際取締りを含む）にも適用される。
- 2020 年末までに EU で既に登録されている全ての EU の地理的表示は、離脱協定により英国で保護されることになる。EU が将来登録できる地理的表示の保護に関する規定は、英国との間で合意することができなかった。

（英国政府が公表した本協定の概要文書における知的財産に関する章の主な内容）

- 本協定には、知的財産権の高い水準の保護及び行使を提供する知的財産に関する前例のあるコミットメントが含まれている。これらには、特許・商標・意匠等の登録知的財産権、著作権・営業秘密・非登録意匠等の非登録の権利が含まれる。これらの規定は、TRIPS 協定及び WIPO の条約等の国際協定で定められた水準について言及するとともに、多くの分野で当該水準を超えるものである。
- 本協定には、相互に関心のある知的財産問題に関する協力及び情報交換のためのメカニズムが含まれる。また、本協定は、英国及び EU にとっての規制上の柔軟性を維持しており、英国が国内の優先事項に沿って知的財産制度を構築することを可能にしている。
- 地理的表示（GI）に関しては、本協定は、英国及び EU が独自のルール及びそれぞれのスキームの将来の方向性を定めることを可能にしている。英国及び EU は、GI に関する見直し条項に合意しており、当該条項は、英国及び EU が、両者の利益になると合意した場合には、GI の保護及び国内での行使に関するルールに合意するよう合理的な努力を払うことができることを規定している。

2. UKIPO、Brexit の移行期間終了後の知的財産に関する主な変更点の概要を公表・更新

2020年12月31日に Brexit 後の移行期間が終了し、2021年1月1日に EU の知的財産制度からの円滑な離脱を確保するために英国の知的財産法が変更されること、英国知的財産庁 (UKIPO) は、2020年10月28日以降、主な変更点の概要を順次公表・更新している。

当該主な変更点の概要の最終更新版のうち、例えば産業財産権に関連するもの ([2020年11月6日付](#)及び [2020年11月24日付](#)の欧州知的財産ニュースからの **主な更新内容は赤字部分**) については、

[代理人の使用及び代理するための住所要件](#) **[更新]**

[英国の送達宛先](#)

[商標](#) **[更新]**

[意匠](#)

[国際商標及び意匠](#) **[更新]**

[非登録意匠](#)

[特許](#)

[補充的保護証明書 \(SPC\)](#)

[英国と EEA の間の並行取引](#)

[英国国境での知的財産権の保護](#) **[追加]**

の各項目について、主に以下のとおり説明されている。

[代理人の使用及び代理するための住所要件](#) **[更新]**

2021年1月1日以降、英国の代理人は、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) での新しい出願又は新しい手続について依頼人を代理することができなくなる。英国の所有権者は、EUIPO に対する新しい出願及び手続について本人を代理させるためには欧州経済領域 (EEA) の代理人を選任する必要がある。

ただし、離脱協定は、移行期間の終了時に継続している場合 (手続) については、英国の代理人が引き続き EUIPO に対して依頼人を代理できることを保障している。

移行期間の終了後、UKIPO は、EUIPO の職業代理人の名簿に追加される代理人の認定を提供しなくなる。EUIPO は、英国の認定に基づいて代理人を名簿に追加しなくなる。

英国の送達宛先 (UK Address for Service (AfS))

UKIPO は、EEA への言及を削除することについて行われた [意見募集](#)³の結果への政府の

³ 送達宛先に関する意見募集についての UKIPO の [ウェブサイト](#) 14.によれば、改正を必要とする規則は以下のとおりであるとしている。

- Rules 23 and Schedule 1 of the Design Right (Proceedings before Comptroller) Rules 1989.
- Rule 103 of the Patents Rules 2007;
- Rule 42 of the Registered Design Rules 2006; and

対応の公表を受け、[ガイドンス](#)を公表した。

2021年1月1日から、英国、ジブラルタル又は及びチャンネル諸島の送達宛先のみが、UKIPO に対する新たな出願及び係争手続を開始するための新たな請求に関して、認められることになる。

当該変更は、全ての登録知的財産権（特許、商標及び意匠）に適用される。

商標 [更新]

同等の英国商標権が、離脱協定の条項に基づいて移行期間の終了時に付与される。

2021年1月1日に、UKIPO は、全ての登録済の EU 商標（EUTM）について同等の英国商標を付与する。これらの英国の権利のそれぞれは次のようになる：

- ・ 英国商標登録簿に記録される
- ・ 英国法の下でそれを出願及び登録していた場合と同じ法的地位を有する
- ・ 元の EU 商標の出願日を維持する
- ・ 元の優先権や英国のシニオリティの日付を維持する
- ・ 元の EU 商標とは別に取消・無効、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる完全に独立した英国商標となる

また、

- ・ この権利に関して出願をする必要も出願料を支払う必要もない。関係する管理は可能な限り少なくなる。
- ・ 英国の登録証を受け取らないが、英国政府のホームページ（GOV.UK）で当該商標に関する詳細にアクセスできるようになり、権利の証拠としてそこからスクリーンショットを取得できる。

移行期間の終了時に登録されていない EU 商標の出願を有する企業、組織又は個人には、同じ保護を求めて英国に出願するために9月の期間がある。この場合、英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は英国の審査及び公告要件の対象となる。

UKIPO の電子及び紙の様式は、対応する EU 商標出願の先の出願日を主張するための新しいセクションを含むように修正される。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報、並びに、この項目で取り上げられている主題に関する更なる詳細については、次のガイドンスを参照されたい。

- ・ [EU trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021](#)⁴
- ・ [Retaining protection in the UK for EU Intellectual Property rights](#)⁵

・ Rule 11 of the Trade Mark Rules 2008

⁴ 当該ガイドンスも更新されている。当該更新内容には、例えば、係属中の取消・無効手続について、「EU 商標が、移行期間終了時に係属中の取消・無効手続の対象となっており、その後に取消・無効とされた場合、その結果は、対応する英国の同等の権利に適用されることが、離脱協定で義務付けられている。」等の点が含まれている。

UKIPO は、英国の新しい地理的表示 (GI) スキームがより広範な知的財産の枠組みと互換性があることを確保するために、環境・食料・農村地域省 (Defra) と協力しており、これにより、商標と GI の間の既存の関係は維持されることになる。[詳細については、次のガイダンスを参照されたい。](#)

- [Trade marks and geographical indications after 1 January 2021](#)

意匠

再登録英国意匠が、離脱協定の条項に基づいて移行期間の終了時に付与される。

2021 年 1 月 1 日に、UKIPO は、全ての登録共同体意匠 (RCD) について再登録意匠を付与する。これらの英国の権利はそれぞれ次のようになる：

- 英国意匠登録簿に記録される
- 英国法の下でそれを出願及び登録していた場合と同じ法的地位を有する
- 元の登録共同体意匠の出願日を維持する
- 元の優先日を維持する
- 元の登録共同体意匠とは別に無効、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる完全に独立した英国意匠となる

また、

- この権利に関して出願をする必要も出願料を支払う必要もない。関係する管理は可能な限り少なくなる。
- 英国の登録証を受け取らないが、英国政府のホームページ (GOV.UK) で当該意匠に関する詳細にアクセスできるようになり、権利の証拠としてそこからスクリーンショットを取得できる。

移行期間の終了時に登録されていない又は公告が延期されている登録共同体意匠の出願を有する企業、組織又は個人には、同じ保護を求めて英国に出願するために 9 月の期間がある。この場合、英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は英国の審査要件の対象となる。

UKIPO の電子及び紙の様式は、対応する登録共同体意匠出願の先の出願日を主張するための新しいセクションを含むように修正される。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報、並びに、この項目で取り上げられている主題に関する詳細については、次のガイダンスを参照されたい。

- [Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021⁶](#)

⁵ その後、当該ガイダンス (2021 年 1 月 4 日付) も追加公表されている。当該ガイダンスには、同等の英国商標の確認方法、オプトアウトの請求のためのフォーム等に関する情報が含まれている。

⁶ 当該ガイダンスも更新されている。当該更新内容には、例えば、係属中の無効手続について、「登録共

- ・ [EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders](#)
- ・ [Retaining protection in the UK for EU Intellectual Property rights](#)⁷

国際商標及び意匠 [更新]

EU を指定する国際商標及び意匠は、離脱協定の条項に基づいて引き続き英国において保護される。

2021 年 1 月 1 日に、UKIPO は、次のものを付与する：

- ・ 移行期間の終了時に保護されている全ての国際商標（EU 指定）について同等の英国商標
- ・ 移行期間の終了時に保護されている全ての国際意匠（EU 指定）について再登録英国意匠

EU を指定する国際商標又は意匠が、出願されているがまだ保護されていない場合（、又は、国際意匠については公告が延期されている場合）、その所有者には、英国の商標又は意匠としての同じ権利を求めて出願するために 9 月の期間がある。英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は、英国の審査要件の対象となるとともに、商標については公告要件の対象ともなる。

再登録国際意匠については、英国のシステムの更新に遅れが生じるため、移行期間終了後は英国登録簿において表示されない又は閲覧や検索ができなくなる。

これらの権利の所有者は、再登録英国意匠は移行期間終了後に法律に従って効力を有することになるため、不利益を被ることはない。

それらは、実行可能な限り速やかに英国登録簿で閲覧・参照可能となる。

UKIPO は、これらの権利が閲覧及び検索可能となった時点で、GOV.UK を通じてユーザーに継続的な更新情報を提供する。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報等については、次のガイダンスを参照されたい。

- ・ [Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021](#)
- ・ [International EU protected designs after 1 January 2021](#)
- ・ [EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders](#)
- ・ [Retaining protection in the UK for EU Intellectual Property rights](#)⁸

団体意匠が、移行期間終了時に係属中の無効手続の対象となっており、その後に無効とされた場合、その結果は、対応する英国の再登録権利に適用されることが、離脱協定で義務付けられている。」等の点が含まれている。

⁷ その後、当該ガイダンス（2021 年 1 月 4 日付）も追加公表されている。当該ガイダンスには、再登録英国意匠の確認方法、オプトアウトの請求のためのフォーム等に関する情報が含まれている。

⁸ その後、当該ガイダンス（2021 年 1 月 4 日付）も追加公表されている。当該ガイダンスには、同等の

非登録意匠

移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、その3年間の残存期間中は、継続非登録意匠（continuing unregistered design）によって、引き続き英国において保護される。

2021年1月1日以降は、補充的非登録意匠（SUD: supplementary unregistered design）が英国法の下で利用可能となる。

補充的非登録意匠は、非登録共同体意匠によって与えられる保護と類似の保護を提供するが、英国のみに関するものである。

補充的非登録意匠は、英国又は他の適格国における最初の開示によって確立される。EUにおける最初の開示は、補充的非登録意匠権を確立しないが、後に英国の非登録の権利を確立しようとした場合に意匠の新規性を喪失させる可能性がある。

企業は、最も重要な市場において適切な保護を得ることを確保するために、製品をどこで開示するかを慎重に検討する必要がある。

詳細については、次のガイダンスを参照されたい。

- [Changes to unregistered designs from 1 January 2021](#)

特許

（非EUの）欧州特許条約（EPC）を利用して、欧州の30か国を超える国々で特許による保護を受けるために、UKIPOを経由して又は直接欧州特許庁（EPO）に欧州特許出願をすることができる。

EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は現在の欧州特許制度には影響を与えない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。

英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続きEPOに対して出願人を代理できる。詳細については、EPOのウェブサイト上の次の通知を参照されたい。

- [Notice from the European Patent Office dated 29 January 2020 concerning the United Kingdom's withdrawal from the European Union on 31 January 2020](#)

補充的保護証明書（SPC）

SPCは、EU全体にわたる権利ではなく国内の権利として付与されるものである。

英国及びEUは、移行期間の終了時に英国における既存のSPCの継続的な保護を保障するために同等の権利を付与することに合意する必要はなかった。

離脱協定は、移行期間の終了時に係属中であるSPCの申請が現在の枠組みに基づいて審査されることを保障している。

それらの申請に基づいて付与されるあらゆるSPCは、既存のSPCと同じ保護を提供する。

英国商標及び再登録英国意匠の確認方法、オプトアウトの請求のためのフォーム等に関する情報が含まれている。

SPC の申請は、引き続き UKIPO に申請を提出することによって行なわれることになる。

(北アイルランド議定書により SPC に影響を与える変更)

販売認可に関する規制の変更により、1月1日から効力を生じる SPC の申請手続きに関するいくつかの変更がある。

販売認可が英国全体で有効か又は北アイルランド若しくはグレートブリテンのみで有効かを確認する必要がある。

SPC の申請は、引き続き最初の認可から 6 月以内に UKIPO に提出されなければならない。

正しい様式及び添付書類を提出していることを確実にするために、次のガイダンスを確認されたい。

- ・ [Supplementary protection certificates from 1 January 2021⁹](#)

英国と EEA の間の並行取引

移行期間後に権利者によって又は権利者の許可を得て英国市場に置かれた商品の知的財産権は、EEA では消尽したと認められない可能性がある。

これは、知的財産権で保護された商品を英国から EEA に並行輸出する企業は権利者の同意を必要とする可能性があることを意味する。

移行期間後に権利者によって又は権利者の許可を得て EEA 市場に置かれた商品の知的財産権は、英国では引き続き消尽したと認められることになる。

これは、EEA から英国への並行輸入は影響を受けないことになることを意味する。

UKIPO は、2021 年初めに正式な協議を公表する予定であり、追って関係者に公表日を知らせる。

(知的財産権で保護された商品の EEA への並行輸出者にとっての行動)

知的財産権で保護された適法な商品を EEA に現在輸出しているかどうか確認されたい。これらは、英国市場に既に置かれた商品で、例えば商標が付されたものである可能性がある。

現在は、それらの商品を輸出するための権利者の許可は必要でないかもしれない。

2021 年 1 月 1 日以降は、これらの商品の輸出を継続するための許可を得るために権利者に連絡する必要があるかもしれない。

知的財産の権利者は、知的財産権で保護された商品が EEA に並行輸出されるための許可を与えないかもしれない。

知的財産の権利者との話し合いの結果に基づき、ビジネスの取決め、ビジネスモデル又はサプライチェーンを見直す必要があるかもしれない。

⁹ 当該ガイダンスが差し替えられている。

(知的財産の権利者にとっての行動)

知的財産権（商標、特許、意匠又は著作権）を所有する企業は、当該企業の知的財産権で保護された商品が英国から EEA に並行輸出された場合、法的アドバイスを求めることができる。

知的財産権の権利者は、知的財産権で保護された商品の英国から EEA への並行輸出を 2021 年 1 月 1 日以降に許可することを希望するかどうかを検討する必要がある。

詳細については、次のガイダンスを参照されたい。

- [Exhaustion of IP rights and parallel trade from 1 January 2021](#)

英国国境での知的財産権の保護 [追加]

移行期間が 2020 年 12 月 31 日に終了すると、企業が英国国境で知的財産権を保護する方法が以下のとおり変更される。

- EU 及び英国において知的財産権を保護することを望む企業は、2 つの措置申請書 (AFA)、すなわち EU で 1 つ及び英国で 1 つ、にて申請を行う必要がある。
- EU 加盟国における知的財産権保護を求めて英国に申請した企業は、1 つ又は複数の EU 加盟国における知的財産権保護に関するガイダンスについて、[EU EUROPA ウェブサイト](#)を確認する必要がある。
- 移行期間の終了前に英国における知的財産権保護を求めて他の EU 加盟国に申請した企業の場合、英国国境での知的財産権保護を継続するためには、新たな英国 AFA 申請を行う必要がある。
- 英国歳入関税庁 (HMRC) は、英国国境で知的財産権を保護するための新たな申請プロセスを導入した。企業は、[GOV.UK](#) で入手可能な新たな[英国 AFA フォーム](#)に記入する必要がある。
- 英国政府は、申請が英国で行われ HMRC の知的財産承認によって処理された場合、英国における知的財産権保護を求める既存の申請を認める。これらの申請は、移行期間の終了時に英国登録簿に保存される。企業は、AFA の有効期限が切れるまで英国における権利行使を引き続き求めることができ、移行期間後に英国の申請書を再提出する必要はない。

当該変更点の詳細については、次のガイダンスを参照されたい。

- [Apply for action to protect your intellectual property rights](#)

さらに、当該主な変更点の概要には、以上の項目の他にも、「著作権」及び「地理的表示」の各項目についてのものが含まれている。

- EU・英国間の貿易と協力に関する協定については、以下参照 —
(欧州委員会のプレスリリース)

[EU-UK Trade and Cooperation Agreement: protecting European interests, ensuring fair competition, and continued cooperation in areas of mutual interest](#)

(英国政府のウェブサイト)

[Agreements reached between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the European Union](#)

(欧州委員会が公表した本協定の Q&A)

[Questions & Answers: EU-UK Trade and Cooperation Agreement](#)

(英国政府が公表した本協定の概要文書)

[Summary Explainer](#)

(欧州委員会が公表した本協定)

[Draft EU-UK Trade and Cooperation Agreement](#)

(英国政府が公表した本協定)

[Trade and Cooperation Agreement \(including Annexes and Protocols\)](#)

- UKIPO が公表・更新した主な変更点の概要は、以下参照 —
[Intellectual property after 1 January 2021](#)

- 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後の送達宛先に関する規則改正についてのガイダンス等を公表 \(2020 年 11 月 24 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後の知的財産に関する主な変更点の概要を公表 \(2020 年 11 月 6 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州連合知的財産庁 \(EUIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の影響に関する情報を更新 \(2020 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野\) \(2020 年 8 月 20 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
 - [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019 年 9 月 23 日\) \(PDF\)](#)
 - [英国知的財産庁、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019 年 9 月 16 日\) \(PDF\)](#)

- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始（2019年7月11日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国のEU離脱に関するガイダンス文書を公表（2019年1月25日）（PDF）](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表（2018年11月15日）（PDF）](#)
- [英国政府、EU離脱協定の合意がなかった場合（「No Brexit Deal」）における知的財産関係のガイダンス文書を公表（2018年9月27日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国によるEU離脱問題（Brexit）のEU商標及び共同体意匠への影響に関するQ&Aを公表（2018年1月31日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、英国EU離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)

(以上)